

試験問題

会社名: _____
 役 職: _____
 氏 名: _____

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1.	一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。	×
2.	一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。	○
3.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出していない運賃を収受することもできる。	×
4.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であるときは、許可を行うことはできない。	○
5.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	○
6.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、公示された標準運送約款と同一の運送約款を適用する場合は、認可を受けなくても良い。	○
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の引受けを拒絶してはならない。	×
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更にあたっては、速やかに事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。	×

9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	○
10.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
11.	安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であり、かつ、要件を備える者のうちから選任しなければならない。	○
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言に従わなければならない。	×
14.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を目的としない運送を行う場合には、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。	×
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。	○
16.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。	○
17.	一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
18.	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に応じないこともできる。	×
19.	一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「貸切」を表示しなければならない。	○

20.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者(氏名及び住所を明らかにする者)に対して、遅滞なく弁明しなければならない。	○
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる動物も旅客の現在する事業用自動車で運搬してはならない。	×
23.	旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。	○
24.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。	○
25.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。	×
26.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなくてはならない。	○
27.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を2年間保存しなければならない。	×
28.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から3年間保存しなければならない。	×
29.	一般貸切旅客自動車運送事業者の運行管理者は、旅客を運送する行程が営業区域内にとどまる場合は、運行指示書の作成を省略することができる。	×
30.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

31.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
32.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の服務についての規律を定めなければならない。	○
33.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の補助者を選任することができるが、届出の必要はない。	×
34.	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、旅客の運送を申し込む者は、口頭で申し込みをすることができると規定している。	×
35.	輸送実績報告書は、毎年5月31日までに報告しなければならない。	○
36.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。	×
37.	「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的の一つとしている。	×
38.	旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「事業用自動車に係る情報」は定めない。	×
39.	死者又は旅客に1人以上の重傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。	○
40.	自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	○